

議案第79号

大田原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

大田原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

令和3年11月29日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

大田原市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級と認定された者であること。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。